

～緊急事態宣言解除後、夏にむけて～

新型コロナウイルス感染症対策 鹿島市対応方針

令和2年5月25日、首都圏、関西圏、北海道の緊急事態宣言が解除され、全国で緊急事態措置の対象となる都道府県はなくなりました。

その後、関西圏においては、感染者数も減少傾向が確認され、佐賀県は6月8日以降、関西圏との往来は解禁することを発表しました。しかし、全国から感染リスクがなくなったわけではなく、引き続き、対策は講じていかなければなりません。

一方、これから季節は夏に向かい気温が上昇し、感染症だけでなく熱中症などにも注意が必要となってきます。

そのような状況を踏まえ、鹿島市における新型コロナウイルス感染症対策の対応方針を改訂しました。市民の皆様は、これまでの【感染防止対策】を基本とし、夏に向けての体調管理もお願いします。

なお、この方針に基づく対応に当たっては、次のことに留意してください。

- これまで取り組んできた感染防止意識に緩みが出ないよう慎重に行動する。
- 市内在住者に感染が確認される等、状況に大きく変化があった場合、この方針は変更する。

【感染防止対策】

イベント実施、施設利用等に当たっては、次の感染防止対策を施す。

- ①発熱や風邪のような症状のある方については、参加・利用を見合わせる
- ②参加者への手洗い、咳エチケット（マスク着用）の徹底
- ③会場入口にアルコール消毒液の設置 等

●鹿島市の対応方針

【夏に向けての3密対策】

○暑いときは無理せず我慢せず、エアコンを利用する。

ただし、こまめな換気を行う（30分ごとに2～3分程度）。

※ エアコンによっては換気機能が備わったものもある（家庭用はほとんど×）

※ 窓や換気扇などを利用し、空気の流れを作り換気すること。

○熱中症予防のポイント

・暑さを避ける（エアコンの利用）

・適宜マスクを外す（人との距離は2m以上とった上で）

・こまめな水分補給（のどが渇く前に）

・日頃の健康管理（体温測定、健康チェック）

・暑さに備えた体づくり（暑くなり始めの時期から適度な運動を）

【市主催のイベント・催しについて】

○県内対象のイベントについて

・【感染防止対策】を施すこと

・3密の回避を徹底すること（換気対策、人と人との間隔を空ける等）

・参加者の連絡先を把握すること

・屋内であれば、隔席利用などにより収容定員の半分以下の参加人数にすること

・屋外であれば、人と人との距離を十分に確保できること

・イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、こうした交流を極力控えることを呼びかけること。

・密閉された空間において大声での発生、歌唱や声援、近接した距離での会話等が想定されるようなイベントに関しては、参加人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること

○不特定多数が参加するイベントについて

・【感染防止対策】を施すこと

・3密の回避を徹底すること（換気対策、人と人との間隔を空ける等）

・全国的かつ大規模な催事等（一定規模以上のもの）の開催については、リスクの対応が整わない場合は中止または延期するなど慎重な対応を行うこと

・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の人数にすること

・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること
（できるだけ2m）

・イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、こうした交流を極力控えることを呼びかけること。

・密閉された空間において大声での発生、歌唱や声援、近接した距離での会話等が想定されるようなイベントに関しては、参加人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること

【民間や実行委員会形式でのイベント・催しについて】

原則主催者判断となるため、一律に中止要請は行わない。実施の可否について、主催者から相談があった場合は、【市主催のイベント・催しについて】を説明し、主催者側で判断していただく。

【市有施設の利用について】

施設の管理者及び利用者には、【市主催のイベント・催しについて】に準じた利用方法となるよう協力を要請する。施設の形態に応じ、下記のとおり対応する。

利用に予約を要する施設	県外の方の利用も可能とする。 ※ <u>当面の間、首都圏・北海道と北九州市の方の利用は遠慮いただく。</u>
利用に予約不要の施設	予約を要する施設と同様の対応が可能であれば上記のとおり 難しければ公園・遊具等に準じた対応
公園・遊具等	注意喚起表示 ・混雑を避ける ・使用前後の手洗い励行 等

【外出について】

首都圏・北海道、北九州市との往来は、当面の間、自粛をお願いする。

九州域内（北九州市を除く。）であれば、家族などで出かけることに制限はしない（【新しい生活様式】を踏まえた上で）。ただし、離島への移動は慎重を期すこと。

【新しい生活様式】

感染拡大防止と社会経済活動維持の両立を図っていくために、積極的に「新しい生活様式」を実践していく。

基本的な生活様式

- ・ 手洗い・咳エチケット・こまめな換気と健康管理、3密を避ける

